

2012年 3月 7日

お客様各位

「ひふみ投信」約款変更に係る書面決議に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

このたび、お客様に保有していただいている「ひふみ投信」について、約款に下記の通り変更を行ないたく、お知らせいたします。

変更内容及び手続の詳細につきましては、本書添付の「書面決議参考書類」にてご案内しておりますので、お手数ではございますが本書及び添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面による決議の日

2012年3月28日（水）

（書面決議の手続に関する日程）

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ① お客様及びお客様の保有受益権口数の確定日 | 2012年3月7日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 2012年3月8日～3月27日 |
| ③ 書面による決議の日
（本件の可否決定日） | 2012年3月28日 |
| ④ 約款変更日（予定） | 2012年3月29日（予定） |
| ⑤ 約款変更適用日（予定） | 2012年4月20日（予定） |

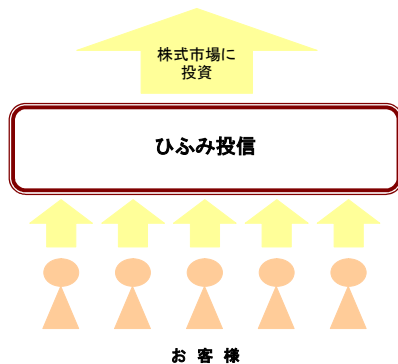
2. 変更内容

「ひふみ投信」と実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドを新規に設定し、「ひふみ投信」の主要投資対象を当該マザーファンドの受益証券とします。（ファミリーファンド方式への移行）

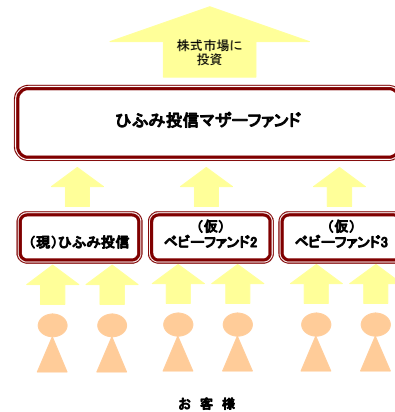
今回の約款変更は「投資信託および投資法人に関する法律」に定める重大な約款変更
に該当するため、同法に定める手続に従い書面による決議を行なうものです。

この約款変更に関する異議がない場合は、お手続きの必要はございません。

現 行



変更後



3. 変更理由

今般、お客様より「メインバンクや、既に取りがあるインターネット証券などでの取り扱いを」とのご要望が、また、他の投資運用業者からも投資信託（ファンドオブファンズ形式）への「ひふみ投信」の組入打診などが、当社に寄せられています。そのようなお客様からの多様なご要望にお答えするため、「ひふみ投信」の運用をファミリーファンド方式に変更し、ご要望があれば「ひふみ投信」と同様のコンセプトのファンドを提供させていただき、多くのお客様の資産形成にお役立ていただければと考えております。

これまでの「ひふみ投信」の運用方針や、銘柄の選択のプロセス、株式組入比率の機動的な変更等の運用方法の変更はございません。

また、お客様にご負担いただく費用が増えるものではありません。

4. 議決権の取扱い

賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、無効として取扱います。

なお、約款第 53 条第 3 項の規定に基づき、議決権を行使することができる受益者が議決権を行使されない場合は、本件について賛成するものとして取扱います。

5. 議決権の行使の方法及び期限

別添の議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご郵送ください。

議決権の行使の期限：2012年3月27日（当社到着分まで有効）

6. 約款の変更の中止に関する条件

本件約款変更の書面決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られなかった場合には、本件約款変更は中止されます。

7. 受益権の買取請求の内容及び手続について

本件約款変更が可決された場合、書面決議において本件約款変更に対抗のお客様は、受託会社に対し、自己の有する「ひふみ投信」の受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取ることを請求することができます。なお、信託約款の変更決議において、反対したお客様が必ず買取請求を行なう必要はございません。引き続き受益権を保有することも、通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

買取請求期間 : 2012年 3月30日から2012年 4月19日まで

お申込場所 : レオス・キャピタルワークス株式会社

買取価額 : お客様から特に異議のない限り、受託会社（住友信託銀行株式会社）が必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額によります。なお、解約価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課されます。

その他費用 : 受託会社からお客様のご指定の銀行口座に買取代金を振込む際の振込手数料および買取計算書の郵送代金等はお客様の負担となり、買取代金から差し引いてお振込み致します。なお、手続の関係上、通常の一部解約により換金する場合よりお支払いまでにお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

※ 買取請求に関する詳細は、該当するお客様に直接ご案内申し上げる予定です。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報は、「個人情報保護宣言」で定める「個人情報の利用目的」の他、以下に記載の通り利用させていただきます。

※ 買取請求をなさったお客様の個人情報は、当該買取請求に際し、当社、受託会社（再信託受託会社を含みます）の間で共同して利用させていただくことといたします。
ご不明点等ございましたら、お手数ではございますが下記までお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社
コミュニケーション・センター
TEL : 03-6266-0123
平日 9時～17時

以上

「ひふみ投信」の受託会社である住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、2012年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

書面決議参考書類

1. 投資信託約款変更の案（新旧対照表）

※下線部は変更部分を示します。

現 行	変 更 案
<p>運用の基本方針 約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 <u>運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、適切な国内外の株式市場を選び、その中で、長期的な企業の将来価値に対して、その時点での市場価値が割安であると考えられる銘柄を選別し、長期的に分散投資します。</u> 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p><略></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には制限を設</p>	<p>運用の基本方針 約款第17条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、<u>ひふみ投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。</u></p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）<u>に投資するマザーファンドの受益証券を</u>主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 <u>主としてマザーファンドの受益証券に投資</u>します。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p><略></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>② 株式（新株引受権証券、新株予約権証券、</p>

けません。

- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないません。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないません。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないません。

(受益権の分割および再分割)

第6条 <略>

- ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合には読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることによ

転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないません。
- ⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないません。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないません。

(受益権の分割および再分割)

第6条 <略>

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

り定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

<略>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

<略>

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

<略>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてレオス・キャピタルワークス株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「ひふみ投信マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

<略>

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

<p>以下、<略></p> <p>(有価証券売却等の指図)</p> <p>第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p><u>(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)</u>との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>以下、<略></p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図)</p> <p>第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
---	---

2. 受益権の内容の変更または受益権の価値への影響の内容および相当性
該当事項はありません。
3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
2012年4月20日に本件約款変更がその効力を生ずるものとします。
4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件
本件約款変更の書面決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成を得られなかった場合には、本件約款変更は中止されます。
5. 投資信託約款の変更をする理由
通知書の「3. 変更理由」をご覧ください。
6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
該当事項はありません。

以上